平成２６年（フ）第２１号
福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸19番地１　エム・ボヌールＤ棟101号
債務者　岡部　優美
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第８号
福岡県田川郡福智町金田275番地245　町営平原団地４棟108号
債務者　松尾　真保（旧姓浦野）
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１１号
福岡県田川郡糸田町3757番地
債務者　上野幸三郎
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１４号
佐賀県唐津市鏡1341番地
債務者　原　千鶴子
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第４０号
大分市花高松１丁目４番６号　パークサイド花高松801
債務者　武居稿太郎
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４７号
宮崎市源藤町西田160番地21　ビスタリーヒルズ313号、前住所宮崎市南高松町６番23号
債務者　川野　裕之
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５号
宮崎県日向市大字平岩1536番地
債務者　林田　　歩
１　決定年月日時　平成26年３月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第２８号
鹿児島県日置市東市来町湯田5103番地９
債務者　大庭　孝男
１　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３２号
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上725番地の２孫込住宅１号棟104
債務者　南　　英一
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３５号
大分県別府市駅前本町10番15号
債務者　水上　初代
１　決定年月日時　平成26年３月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９号
北海道勇払郡厚真町字富野537番地
債務者　岸田　秀倫
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１９号
青森市久須志３丁目15―16　メゾン久須志101号、住民票上の住所青森市青葉２丁目８番地１　メゾンデコスモＢ―１
債務者　山口　敏美
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２６８号
神戸市北区有野台１丁目６番地　Ａ５棟506号、従前の住所神戸市北区菖蒲が丘３丁目１番地の49
債務者　齋藤　元重
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４１号
長崎県長崎市鳴見町806番地　山脇アパート101号室、旧住所長崎市音無町18番９号
債務者　髙野　幸一
１　決定年月日時　平成26年３月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６号
岡山県真庭市久世2925番地
債務者　柏原　美幸
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１４号
岡山県真庭市勝山1126番地１　市営原方新住宅506号
債務者　植田　　誠
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１７号
岡山県真庭市本郷1875番地２
債務者　足立　益男
１　決定年月日時　平成26年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
岡山地方裁判所津山支部